

令和4年1月20日

令和4年

第1回教育委員会定例会会議録

大田区 教育委員会室

令和4年1月20日（木曜日）午後2時から

1 出席委員（4名）

小 黒 仁 史	教育長
三 留 利 夫 委 員	教育長職務代理者
高 橋 幸 子 委 員	
北 内 英 章 委 員	

2 出席職員（13名）

教育総務部長	市 野 由香里
参事（教育施設担当）	森 岡 剛
教育総務課長	政 木 純 也
教育施設担当課長	田 中 佑 典
副参事（教育地域力担当）	丹 野 詩 織
副参事（施設調整担当）	荒 井 昭 二
学務課長	柳 沢 憲 一
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	岩 崎 政 弘
指導企画担当課長	早 川 隆 之
学校支援担当課長	根 本 勝 司
副参事（法務担当）	平 栗 敬 子
教育センター所長	中 村 純 子
大田図書館長	長 岡 誠

3 日程

日程第1 教育長の報告事項

日程第2 部課長の報告事項

日程第3 「議案審議」

第2号議案 大田区学校運営協議会規則

~~~~~

(午後 2 時 00 分開会)

○教育長

ただいまから、令和 4 年第 1 回教育委員会定例会を開会いたします。

なお、弘瀬委員、深澤委員につきましては、あらかじめ本日欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

本日は、傍聴希望者がおります。

委員の皆様には傍聴許可を求めます。許可してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長

傍聴を許可いたします。

(傍聴者入室)

○教育長

大田区教育委員会傍聴規則第 7 条により、傍聴人は、議場における言論に対して批評を加え、または、拍手その他の方法により公然と可否を表明することは、禁止されております。ご協力をよろしくお願いいたします。

これより審議に入ります。本日の出席委員数は定足数を満たしていますので、会議は成立しています。

まず、会議録署名委員に三留委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続いて、本日の日程第 1 について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第 1 は、教育長の報告事項でございます。

○教育長

本日、私からは成人のつどい、ものづくり教育・学習フォーラムの 2 点についてご報告させていただきます。

まず、1 月 10 日、本区の成人のつどいに参加させていただいた感想についてお話しいたします。

成人のつどいは、二十歳になった若者たちの成人をお祝いするイベントでございます。昨年は新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、二十歳の方々が集うイベントは行われませんでした。今年も午前と午後の 2 部に分かれて総合体育館で行われました。

2 年ぶりの開催でしたが、印象に残ったのは、成人式という、一つの儀式的な区の行事でございますけれども、若者にとっては、大人としての自身を自覚する良い機会であり、また、教育という側面でもよい場であると感じました。

新成人が午前と午後の半分ずつに分かれて集まりましたが、例年よりも体育館全体に満遍なく間隔をとって座っておりました。そのせいで、例年では 1 回でイベントをやっ

たときよりも人数が多いように感じました。

区長や議長の挨拶のときは、成人同士の話がはずんでいるせいか、少しざわついた感じでした。私は学校にいたとき、話は黙って聞きなさいと指導していた手前、少し気になりましたが、簡潔で分かりやすい成人の方々への期待のメッセージは、若者たちにも伝わったように感じました。

また、二十歳の若者たちへの動画メッセージ、今年は東京オリンピックで活躍した新体操の熨斗谷さくらさん、女子バスケットボールの本橋菜子さん、そして大田区の大森第七中学校出身の音楽バンド、SEKAI NO OWARI の4人からのメッセージがありました。

いずれも自分たちの経験をもとにしたメッセージで、若者にとって心に残るものだったのではないかと思います。特に、SEKAI NO OWARI という音楽バンドの人たちは、二十歳のころは大鳥居駅の近くにライブハウスを作ることに夢中になっていたというようなお話もしていただきましたけれども、若者らしいソウルで共感を得たのではないかと思います。

その後、大田区出身の漫才の方、それからシクラメンという3人の音楽グループのパフォーマンスがございました。

はじめの漫才では、1人が大森第七中学校の卒業生でした。その後、都立六郷工科高校に進学したそうで、会場には同窓の若者もいて、和やかな雰囲気でした。

それから、音楽グループのシクラメンの3人は、志茂田小学校、蒲田中学校出身で、地元のグループということで、会場の若者たちも楽しんでいる様子がよく分かりました。若者へのメッセージにつきましても、年が近く共感することが多かったと思います。シクラメンのメンバーが歌いながらスマートフォンのライトを点灯し、振ると、会場中の新成人がそれに応じて自分のスマートフォンを曲に合わせて振る形で、会場全体の一体感が生まれました。私も少し参加させていただきました。

新型コロナウイルス感染症防止のため、短時間の式典でございましたけれども、二十歳になった若者たちが、自らの成人を自覚する良い時間になったと思っております。式は1時間ほどでしたが、大田区という地元の意識、そういうことが自然に芽生えるメッセージがたくさん盛り込まれており、良いイベントとなったと思います。学校におきましては、入学式とか、卒業式とか、節目にそのお祝いをしますが、更なる成長を促す上で、教育的な観点からも大切なことであると改めて感じました。

次に、1月15日に行われた、ものづくり教育・学習フォーラムについて報告いたします。ものづくり教育・学習フォーラムについては、このあと、指導課長から詳細に説明がありますので、感想だけを述べさせていただきます。まず、体験コーナーでは地元の事業所の方々、団体の方々のご協力をいただいて、子どもたちはものづくりの体験を十分に楽しめたのではないかと思います。

昨年オープンいたしました、六郷BASEには、ロボットづくりの技術や3Dプリンタを使ったアクセサリーづくりなどのコーナーもあり、織り機を使った織物、それから自然物を使ったアクセサリー制作、多様なものづくりの活動がございました。新たに教科化を目指す(仮称)未来ものづくり科の中でも、是非、大田区に生まれ育ったすべての子どもたちに体験させてあげたい、ものづくりのコーナーがございました。(仮称)未来ものづくり科の新設を受け、活かしていきたいと思っています。

次に、ものづくり競技会がございました。これは中学生が木材加工、それから裁縫に取

り組んでおりました。子どもたちが職人さんのように一生懸命に手際よく取り組んでいる様子が大変印象的で、ものづくりに打ち込んでいく人の美しさというような、真剣さが感じられました。中学生にしては少し、大人びて見えたところでございます。

この競技会も多くの方々の協力をいただいて開催しており、さらに、様々なものづくりの競技会についても可能性があると感じたところです。

ただいまの説明に対してご意見またはご質問、報告等がありましたらお願いします。

#### ○北内委員

私も1月15日、ものづくり教育・学習フォーラムに出席させていただきました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、規模縮小の中での開催でしたが、生徒たちが一生懸命作品を作っていて素晴らしい作品ばかりでした。

特に私が感心したのは、単にものを製作していただくだけではなくて、きちんと片付けながら製作していく点です。日頃の先生のご指導と子どもたちの真剣に取り組む姿に感心しました。

それから、規模縮小ということで舞台発表が中止なり、この日のために準備してきた子どもたちが発表できなかったということですが、今週、準備してきた子どもたちが発表できる機会を学校でつくっていただいていると伺いました。ご配慮、ありがとうございます。

#### ○教育長

ほかには、よろしいですか。

#### ○高橋委員

私も、ものづくり教育・学習フォーラムに行きましたが、ものづくり体験が事前申込制なので、混雑することもなく、丁寧に各ブースでマンツーマンのような指導をいただいたので、とても良かったのではないかなと思っています。

終わった子どもは真ん中にあるブースで熱心にアンケートを記入していました。自由に記入するところもたくさん書いている子どもがいたので、とてもその内容が気になるのですが、楽しかったのではないかなと思っています。

今回、作品展示・舞台発表も楽しみにしていたところですが、残念ですが、オンラインで観たいと思います。

#### ○教育長

ありがとうございました。

ほかに、よろしいでしょうか。

(「なし」との声あり)

#### ○教育長

それでは、次の日程に移ります。

日程第2について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第2は、「部課長の報告事項」でございます。

○教育長

それでは、部課長の報告をお願いいたします。

○指導課長

平成14年度から開催しているものづくり教育・学習フォーラムですが、令和4年1月15日土曜日に、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、例年行っていた作品展示と舞台発表について、当日は行わず、参加する児童・生徒が確定しているものづくり競技会とのづくり体験のみに縮小して開催いたしました。

本フォーラムは、大田区の子どもたちにものを創る感性、主体的な態度、工夫、創造する能力の育成等を目的に開催しており、令和2年度には厚生労働省事業の「地域発！いいもの」に選定され、全国的に周知されました。

また、本フォーラムは、大田区教育委員会が主催となり、様々な団体、企業から共催、ご協力をいただいております。開催に当たっては、準備委員会委員長、道塚小学校の大場校長先生を中心として委員の先生方で準備を進めていただくとともに、小学校長会、中学校長会、大田区教育研究会、小学校、中学校のPTAにもご協力をいただきました。

さらに、今年度は、第20回の節目を迎えたこともあり、ものづくり体験に5年以上ご協力いただいている企業・団体に小黒教育長から感謝状をお渡しすることができました。

また、新たに六郷BASEと東京蒲田ロータリークラブにご協力、ご支援をいただくこともできました。多くの団体や企業にご協力をいただいたことを心より感謝申し上げます。

例年、体験コーナーでは当日の申込みをするために大行列ができていましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、電子申請による事前申込制としました。電子申請には約800人の申込みがあり、体験コーナーの人気の高さがうかがえました。密集を避けるために人数制限をして、30分間の随時入替制の実施としたため、抽選により350人を超える方にもものづくりの体験をしていただくことができました。加えて、東京蒲田ロータリークラブがのこぎり体験コーナーを設置していただいたことで、子どもたちがあまり使用することのないのこぎりで木を切る体験をすることができました。

東京都立六郷工科高等学校のはんだ付け体験には、六郷工科高等学校の生徒も参加し、はんだ付けの手伝いをしてくれました。このことについて、六郷工科高等学校の校長先生は、生徒の良い学びになっているとおっしゃっておいりました。様々な体験をした子どもたちはもちろんのこと、体験コーナーを出展していただいた各団体、企業からも喜びの声が聞かれました。

また、ものづくり競技会では、中学校の生徒が本番当日に向け準備、練習をしていたことの成果を披露することができました。例年は完成までたどり着かない生徒もいたのですが、今年度は全員が作品を完成させることができました。賞を受賞した生徒には、今年度は東京蒲田ロータリークラブからご支援いただき、木工部門の最優秀賞者には3Dプリンタを、ソーイング部門の最優秀賞者にはミシンを副賞として送られていました。

今回は感染症対策や縮小開催の中、2,191名の皆様に入場いただきました。本フォーラムは、ものづくりのまちおおたの教育における一大イベントとなっております。今後、参加した子どもたちがものづくりに興味・関心を持ち、将来ものづくりを支えたり、関わったり、そしてその良さを伝え、応援し続けたりする、そんな人材になってくれることを期待しております。

○教育長

何かご質問はありますでしょうか。

(「なし」との声あり)

○教育長

ものづくりの競技会で優れた作品等はどこかに飾られたりしますか。

○指導課長

展示する学校もあるかと思いますが、基本的には本人たちが持ち帰って、お父様へのプレゼントだとか、そういう意味で作っているものです。

○教育長

それでは、ほかにご意見はよろしいですか。

(「はい」との声あり)

○教育長

それでは、次の日程に移ります。

日程第3について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第3は、「議案審議」です。

それでは議案を読み上げます。

第2号議案 大田区学校運営協議会規則でございます。よろしく願いいたします。

○教育長

それでは、ただいまの議案について、事務局職員の説明を求めます。

○教育総務課長

私からは第2号議案 大田区学校運営協議会規則についてご説明させていただきます。

この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づきまして、大田区立学校の学校運営協議会の設置について、必要な事項について定めるものでございます。

内容といたしましては、学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續、その他学校運営協議会の運営に必要な事項を定めてございます。

内容をご覧いただきまして、ご審議、ご決定のほどよろしくお願いいたします。

#### ○教育長

ただいまの説明に対してご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。

#### ○三留委員

ただいま教育総務課長から示されました、第2号議案 大田区学校運営協議会規則について、考えを述べた上で幾つか質問をいたします。全体的には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の趣旨を踏まえて整理された内容になっていると感じました。

条文についての考えを何点か述べます。

学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールに関しましては、文部科学省が「保護者や住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参加することで、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けて協働する仕組みのある学校」と定義をしております。

今回の規則案の第2条の趣旨の第2項に「学校と保護者及び地域住民等との連携・協働」が示されていますが、条文に連携・協働をきちんと位置づけ、責任をもって学校運営に参画することを明示することについては、他の自治体の規則でもあまり見られない記述である思っております。

さらに、地域とともにあり、信頼される学校づくりに資すること、特色ある学校づくりを推進することを同項に示したことも、大田区らしく、目指す方向性にかなったものと思っております。

私は、コミュニティ・スクール制度は、学校教育に対する多様かつ高度な要請にこたえるために設置されたものと考えております。これまでの地域教育連絡協議会以上にその役割は重要になってくると考えております。

その重要な役割を担うのは委員の方です。第4条には委員の任命等についての記述がございます。ここにある保護者、地域住民が中心的なメンバーになることは間違いありませんが、第1項(3)に社会教育法第9条の7第1項に規定する、地域学校協働活動推進員が示されていることは大切なことと思っております。この地域学校協働活動推進員と教育の専門家である(4)の有識者には、協議会を活性化させるためのファシリテーター的な役割を期待しているところでございます。

また、保護者、地域住民の委員の方には、次の3点を意識してもらいたいと思っております。

1点目は、教育のあり方について、先を見通したビジョンを持つこと、または持とうとすることを大事にしてほしいということです。初めはアマチュア感覚でよいと思います。こういう教育が望まれる、学校教育はかくあるべき、ありたいというような意識や思考を常に抱えていることが大切だと思います。

2点目は、できる範囲で教育活動を参観し、校長や職員と意見を交わそうとすることで



す。委員になる方は、お忙しい方が多いと思いますので、できる範囲で良いと思います。教育活動の参観や意見交流を、できればお願いしたいと思います。

3点目は、職務の遂行のために学び続けようとする事です。規則案の第18条に、委員の研修が位置づけられています。研修に進んで参加し、職務遂行能力を上げようとする事が必要だと思えます。委員になる方はもともと他の分野で活躍している方であり、新鮮な視野で見ていただくことと、研修によって培った見方、考え方をあわせた複眼的な視点が大事で、取組に期待しているところでございます。

第11条から第14条には学校運営の基本的な方針の承認などの所掌事項が示されていますが、区としての考え方を盛り込んで整理されていると思えます。これらのことに関わって、3点質問いたします。

1点目は、第11条及び第12条にある、学校運営の基本的な方針の承認や学校運営等に関する意見の申出についてです。設立当初は漠然とした問いかけでは慣れない委員が戸惑うことが想定されます。具体的にどのような形で基本方針の承認や意見具申に取り組んでいられるかということです。

2点目は、第14条における評価を学校運営協議会で行うことについてです。学校運営協議会として、学校改善に役立つ評価として、どのような取組を考えているかということです。

3点目は、第4条第1項(3)に、社会教育法に規定する地域学校協働活動推進員が示されていることについてです。このことは、地域学校協働本部との協働連携を示すものととらえました。今後、大田区立学校のすべての取組が学校支援地域本部から地域学校協働本部になっていくという理解でよろしいでしょうか。

以上、3点について説明願います。

#### ○教育総務部副参事（教育地域力担当）

私からは、1点目と3点目のご質問についてお答えいたします。

まず、1点目のご質問についてです。第11条、学校運営の基本的な方針の承認及び第12条、学校運営等に関する意見の申出につきましては、学校運営協議会の主な役割となっております。現在も学校経営方針については各学校のホームページに掲載されておりますが、予算編成や施設管理等、また、学校運営への意見の申出等につきましては、委員の皆様にご理解いただけるよう、分かりやすい資料等を基に丁寧な説明が必要であると考えております。また、委員の皆様へは、コミュニティ・スクールに関する研修や、他自治体の視察等を実施し、ご理解を深めていただけるよう努めてまいります。

次に、3点目のご質問についてです。現在、区におきましては学校を地域で支える仕組みとして地域教育連絡協議会及び学校支援地域本部があり、それぞれの会議体において地域の方々にご協力をいただいております。ただし、この二つの会議体には連携体制はない状況でございます。学校運営協議会が導入されますと、学校支援地域本部が地域学校協働本部へ名称変更し、これまでの支援から連携、協働体制となり、地域学校協働活動を推進してまいります。今後、区において、学校運営協議会が導入された学校につきましては、地域学校協働本部とすることを想定しております。

### ○指導企画担当課長

私からは、2点目の質問についてお答えします。従来の地域教育連絡協議会としての評価は、学校による自己評価と保護者による学校評価、地域による学校評価を総合的に点検し、地域教育連絡協議会委員としての評価としてまとめるものでした。

学校運営協議会では、この学校、保護者、地域に対し意見を出し合い、学校運営協議会委員それぞれの立場から議論することで、その後の学校改善に生かしていく取組と考えております。

### ○三留委員

ただいまの回答から、第11条以降にある所掌事項について、具体的な取組が想定されているということで、取組に期待しているところです。

来月の28日にはコミュニティ・スクールモデル事業実施報告会が予定されています。専門家による講演の他、モデル校の実践の具体的な報告があります。この時期では、開催について、はっきりしないことがあるかもしれませんが、何らかの形で各校に、研究の成果物が届けられるはずです。

今後、各校が実践に取り組む上で、モデル校の取組を参考にして、積極的に取り組んでもらいたいと思っております。

また、地域学校協働活動の推進と、学校運営協議会制度の改善は、もともと2015年12月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」で、セットで示されたもので、今回示された案により、大田区の規則としてその連携・協働が示されたこととなります。

大田区の各学校の学校支援地域本部は、これまで大変活発で充実した取組を進め、学校の教育活動のために、寄与してきました。地域学校協働本部はこれを発展させて、地域全体で子どもの成長をはかるための取組の強化ととらえていいと思います。学校運営協議会との連携・協働により、推進をはかっていただきたいと考えております。

お示しいただいた2号議案については、コミュニティ・スクールの実施に当たって必要な事項を整理して記述しており、所掌事項の具体策が考えられ、地域との連携・協働が明示されていることから、同意したいと考えています。

### ○教育長

ほかにご意見はございますでしょうか。

### ○高橋委員

この規則については、全体的に整理されていて、委員の皆様にも理解しやすい規則になっていると思います。

第2条の趣旨の第2項では、どのように取り組んでいけばよいのかということをはっきり示しています。また、第4条第3項の委員の数については、地域教育連絡協議会では多い学校もあるようですが、責任をもって学校運営に参画するという点では妥当だと考えます。

また、第18条に研修のことについて書いてありますが、理解を得るために必須事項だ

と思っております。

○教育長

ほかございますでしょうか。

○北内委員

大田区学校運営協議会規則を示していただきありがとうございます。

ここに至るまで、PTA や地域の方に丁寧に説明していただいたと思います。大田区では初めてのことなので、引き続き丁寧な説明を心がけてほしいと思っています。

大田区自体、まちづくりのキーワードは地域力であり、もう皆さんは地域で子どもを育てていただいているので、こういう形はきっとはまると思っています。ぜひ推進していただけたらと思っています。

○教育長

それでは、第2号議案につきましては、原案どおり決定ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○教育長

それでは、第2号議案について、原案どおり決定いたします。

それでは、これをもちまして、令和4年第1回教育委員会定例会を終了、閉会いたします。

(午後3時29分閉会)

令和4年 第1回 教育委員会 定例会 1月20日(木) 午後2:00～

教育委員会室

<教育長の報告事項>

<部課長の報告事項>

教育総務部長

参事（教育施設担当）

教育総務課長

教育施設担当課長

副参事（教育地域力担当）

副参事（施設調整担当）

学務課長

指導課長 第20回ものづくり教育・学習フォーラムの開催報告について

指導企画担当課長

学校支援担当課長

副参事（法務担当）

教育センター所長

幼児教育センター所長

大田図書館長

<議案審議>

第2号議案 大田区学校運営協議会規則

令和4年1月20日

令和4年第1回教育委員会定例会日程

日程第1 教育長の報告事項

日程第2 部課長の報告事項

日程第3 議案審議

第2号議案 大田区学校運営協議会規則

# 第20回 ものづくり教育・学習フォーラムの実施結果について

## 事業の目的

- ものを創る感性、主体的な態度、工夫・創造する能力の育成
- ものづくりの重要性や技能、技術が果たす役割の理解、地域産業の重要性や、ものづくりを支える勤労者を尊敬する態度、望ましい勤労観や職業観の育成
- 技術立国日本、ものづくりのまち大田の将来を支える人材の育成
- ものづくりへの興味・関心、社会・産業の理解の涵養による、地域への愛着の深化

## 実施団体等

- 主催 大田区教育委員会
- 共催  
大田区・(公財)大田区産業振興協会・大田区立小学校長会  
大田区立中学校長会・大田区教育研究会  
大田区立小学校PTA連絡協議会  
大田区立中学校PTA連合協議会
- 協力団体・企業等  
達磨の会・おおた少年少女発明クラブ・(有)エスエスケー・  
(一社)大田工業連合会・キャリアクリアリング・  
東京都立城南職業能力開発センター大田校・  
蒲田女子高等学校・東京都立つばさ総合高等学校・  
東京都立六郷工科高等学校・東京都立矢口特別支援学校・  
大田区に昆虫の楽園を作る会・(株)ジャンメ・スマイルリンク(株)・  
東工大 Science Techno・大田区建築あっせん事業連絡協議会・  
六郷 BASE・蔵前理科教室ふしぎ不思議(くらりか)・  
東京都洋裁技能士会・東京都職業能力開発協会・日本赤十字社・  
東京蒲田ロータリークラブ

※ \_\_\_\_\_ 下線は令和3年度新規

## 事業の沿革(経過)

- 平成12・13年度、14・15年度、16・17年度に文部省(文部科学省)「ものづくり学習振興支援事業推進地域」として指定  
平成12年度よりものづくり学習振興協議会の設置・開催
- 平成14年度よりものづくり教育・学習フォーラムの実施  
(過去数年の来場者数 第12回4141名 第13回5515名 第14回7919名 第15回6850名 第16回9646名 第17回7953名 第18回6469名 第19回中止)
- 令和2年度 厚生労働省事業「地域発! いいもの」に選定

## 本年度の事業内容

日時：令和4年1月15日(土) 9:00~16:00

会場：大田区産業プラザPiO 対象：大田区内小中学生、区民

### ○作品展示

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止

### ○舞台発表

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止

### ○ものづくり競技会

区内中学校代表生徒による  
木材加工とソーイングの技術・  
家庭科の技能コンテスト  
午前・午後合わせて約4時間  
で作成



### ○ものづくり体験

ふしぎな「6角返し」おりがみ・ペン立て・紙芝居作り・  
箕編みの壁掛け・貝殻アート・紙コプター・種の標本・  
ギシギシプロペラ・バランストンボ・BWB・  
虹色スコープ・はたおり体験・巾着袋・ネームプレート・  
ロケットを組み立てよう・はんだづけ体験



## 本年度の成果と課題

参加者：2191人(体験コーナー参加児童・生徒：356人、ものづくり競技会参加生徒：38人)

- 【成果】・新型コロナウイルス感染症対策として、「ものづくり体験」は電子申請による事前申込み制、「ものづくり競技会」は見学者を入れずオンラインによるライブ配信等を実施することができた。
  - ・新型コロナウイルス感染症の影響により、「作品展示」と「舞台発表」を中止とし、大展示ホールは「ものづくり体験」のみになったことで、広々と会場設営をすることができ、座席の間隔を広く待機場所を確保することで、大きな混乱なく実施することができた。
  - ・東京蒲田ロータリークラブから御支援をいただき、「ものづくり協議会」の各賞に副賞の提供をいただいた。(木工部門の最優秀賞は3Dプリンター、ソーイング部門の最優秀賞はミシン) また、会場には、のこぎり体験コーナーを設置していただき、多くの子どもたちがのこぎりで木を切る体験をすることができた。
- 【課題】・新型コロナウイルスの影響により縮小開催となったが、感染症対策をさらに実施しながら、開催の方法について今後検討していく。

## 第2号議案

大田区学校運営協議会規則

上記の議案を提出する。

令和4年1月20日

提出者 大田区教育委員会教育長 小 黒 仁 史

大田区学校運営協議会規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、大田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、学校に在籍する児童又は生徒の保護者（以下「保護者」という。）及び地域住民等の学校運営への参画の促進や連携を進めることにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童又は生徒の健全育成に継続的に取り組むものとする。

2 協議会は、学校と保護者及び地域住民等との連携・協働により、次に掲げる事項に取り組むとともに、未来を担う児童又は生徒の成長を育むものとする。

- (1) 保護者及び地域住民等が学校の運営に参画することで、地域とともにあり、信頼される学校づくりに資すること。
- (2) 学校、保護者及び地域住民等が一体となって、より良い学校教育と特色ある学校づくりを推進すること。
- (3) 保護者及び地域住民等が、責任をもって学校運営に参画すること。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育に関わる場合その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認められた場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、当該学校の校長、保護者及び地域住民等の意見を聴くものとする。

3 協議会を設置した学校（以下「対象学校」という。）は、地域教育連絡協議会設置要綱（平成17年教指発第57号）により設置した地域教育連絡協議会を廃止するものとする。

（委員の任命等）

第4条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- （1） 対象学校の所在する地域の住民
- （2） 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- （3） 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員等対象学校の運営に資する活動を行う者
- （4） 有識者
- （5） 対象学校の校長
- （6） 教育委員会又は対象学校の校長が必要と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申請があったときは、前項の委員の任命について当該校長から意見を聴くものとする。

3 委員の数は、10から15人程度とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（委員の任期等）

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。



2 委員が欠けた場合は、速やかに新委員を任命する。新委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 教育委員会は、委員から辞任の申出があったときのほか、委員が次に掲げる事由に該当するときは、第1項の規定にかかわらず、委員を解任することができる。

(1) 委員が前条第1項各号に規定する者として該当しなくなったとき。

(2) 委員に心身の故障など職務遂行上の支障があると教育委員会が認めるとき。

(3) 委員としてふさわしくない言動、職務上の義務違反その他委員たるに適しない行為があると教育委員会が認めるとき。

(委員の身分及び報酬)

第6条 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

2 委員の報酬は、別に定める。

(守秘義務等)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、公正かつ誠実にその職務を遂行しなければならない。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選任し、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、協議会を招集し、議事を掌る。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を行う。

(協議会の会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、会議の運営に必要な教職員等の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第10条 会議は、公開とする。ただし、次に掲げる事項を審議する場合は、公開しないことができる。

(1) 当該対象学校の教職員の採用その他の任用に関する事項

(2) 協議会が公開しないことが必要と認める事項

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(学校運営の基本的な方針の承認)

第11条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1) 学校経営計画に関すること。

(2) 教育課程の編成に関すること。

(3) 組織編制に関すること。

(4) 学校予算の編成及び執行に関すること。

(5) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第12条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

(教職員の任用に関する意見の申出)

第13条 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、対象学校の教職員の採用その

他の任用に関する事項について、教育委員会を經由し、東京都教育委員会任命権者に対して意見を述べることができる。ただし、対象学校の教職員の採用、昇任及び転任に関する一般的事項に限るものとし、特定の教職員についての意見の申出はできないものとする。

(学校運営等に関する評価)

第14条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第15条 協議会は、対象学校の運営について、保護者及び地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する保護者及び地域住民等の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(部会等)

第16条 協議会は、その定めるところにより、部会等の必要な組織を置くことができる。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことがで

きるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(研修等)

第18条 教育委員会及び協議会は、委員に対して必要な研修等を行うものとする。

(委任)

第19条 この規則の施行について必要な事項は、大田区教育委員会教育長が別に定める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

大田区学校運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、規則を制定する必要があるので、この案を提出する。